

【埋立ごみ】の分別について

- ◆埋立ごみの分別間違いにより、ごみ収集業者が回収できない案件が増えています。
- ◆ごみを捨てる際には、分別方法の再確認をお願いいたします。
- ◆ごみ袋には**連絡の取れる電話番号又は氏名のご記入**をお願いいたします。



- ・きれいなビン→洗ってビン回収
- ・金属製品、電気コード→金物
- ・おもちゃ→プラスチック部分は燃やすごみ、電動部分は小型家電
- ・金属や磁気が付いていないプラスチック製品→燃やすごみ
- ・掃除機などの家電製品→小型家電

分別の
ポイント

ご確認ください

出せるもの		せともの類、ガラス製品、焼却灰等、リサイクルや焼却による処理ができないものが対象になります。	
せともの類	ガラス製品	焼却灰	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・茶碗・皿 ・植木鉢・花瓶 	<ul style="list-style-type: none"> ・置物・コップ ・電球 ・グローランプ ・LED照明 ・板ガラス など 	<ul style="list-style-type: none"> ・風呂焚きの灰 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・チャッカマン（ガスを抜く） ・使い捨てライター（ガスを抜く） ・カーボン、グラスファイバー製のラケット、釣竿、ヘルメット
出せないもの			
<ul style="list-style-type: none"> ・フライパン ・金属ボウル 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ドリンク ・洋酒ビン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロン製バッグ等のプラスチック製品 ・革製品 ・ゴム製品 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 金物類 ・蛍光管 ・乾電池 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガラスビン ・貝殻 ・使い捨てカイロ ・湿布 ・保冷剤 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 燃やすごみ 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有害ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 燃やすごみ 		

◆限りある埋立地を少しでも長い間利用できるよう、分別にご協力をよろしく申し上げます。

お問合せ先：
住民税務課 環境係
TEL:0265-36-7046（直通）